

受講料無料

たっけん クラウド パソコン研修のご案内

- 下記内容で実施しますのでお電話でお申込み下さい。
TEL: 078-382-0977 (担当: 中嶋・小野)
1会員につき1名のみのお申込みをお願いします。

- ◆ 日時: 下記参照
- ◆ 場所: 兵庫県不動産会館 4階パソコン教室

- 内容
★ 物件登録 ★ 間取り図作成
★ <新機能> 会員ホームページ (ハトラぶの会員情報ページ) の編集

日程	時間	定員
8月29日 (月)	13:30~16:30	10名

「不動産コンサルティング技能試験」概要

～WEBでの申込みのみとなります。http://www.retpc.jp/～

- ◆ 試験日: 平成28年11月13日 (日)
 - ◆ 受付期間: 平成28年8月1日 (月) ~ 9月16日 (金)
 - ◆ 受験料: 30,800円 (税込)
 - ◆ 試験地: 近畿圏は大阪
 - ◆ 受験資格: 受験申込時点で次のいずれかに該当する方
- ① 宅地建物取引士資格登録者で、現に宅地建物取引業に従事している方、または今後従事しようとする方
 - ② 不動産鑑定士で、現に不動産鑑定業に従事している方、または今後従事しようとする方
 - ③ 一級建築士で、現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、または今後従事しようとする方
- 【注】試験合格後の技能登録 (「公認 不動産コンサルティングマスター」の認定) のためには、受験資格①~③についての資格登録後、その業務に関する5年以上の実務経験を有すること等の要件が必要です。
①~③の業務の通算 (合計) で「5年以上」とすることはできません。

- ◆ お問い合わせ先: (公財) 不動産流通推進センター
電話 03-5843-2079 (http://www.retpc.jp/)

「全国移住ナビ」へのデータ提供について

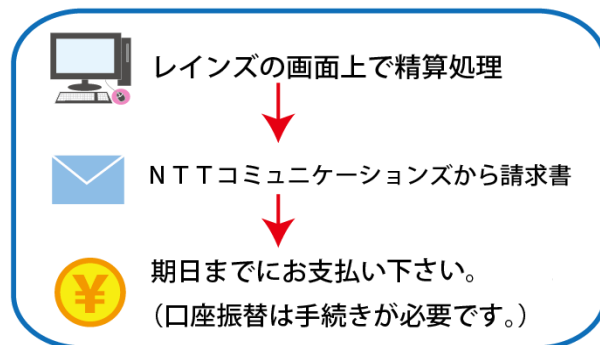
総務省では移住促進の取り組みとして日本全国の仕事情報や住まい情報等を集約したサイト「全国移住ナビ」を運営しています。
全宅連では公益事業の一環として、総務省からの協力依頼に基づき、当サイトにハトマークサイトの物件データを提供しています。
※ハトマークサイトへの物件掲載は、たっけんクラウドをご利用下さい。
詳細は、「全国移住ナビ」のホームページをご覧ください。
<https://www.iju-navi.soumu.go.jp/ijunavi/>

近畿レイズからのお知らせ

近畿レイズ I P 型の利用料金の請求処理は NTT コミュニケーションズの「Codenペイメント」が代行しています。

NTT コミュニケーションズからの請求書が届きましたら必ず期日までに利用料金をお支払い下さい。

期日までにお支払いされない場合は流通機構の規定により処分・公表される場合がありますのでご注意ください。



※口座振替のお申込みをご希望の場合は下記までお問い合わせ下さい。

NTT Codenペイメント

電話: 0120-506-303
(9時~17時、土日祝・年末年始は休業)

住まいのガイドブック「家本 (いえほん)」 頒布のお知らせ

全宅連では、「住まいの購入ガイド」「住まいの売却ガイド」を発行していましたが、今般宅建業法にインスペクションや瑕疵保険に係る規定が措置されたことを受け、従前の2つのガイドブックを編集・改定し、新たに「家本 (いえほん)」を発刊しました。

- 【冊子の内容】
- ・本編「家本 (買うとき・売るとき編)」
 - ・別冊「家本 (インスペクション・瑕疵保険編)」

なお、会員の皆様へは、別冊「家本 (インスペクション・瑕疵保険編)」を9月号の広報に同封致します。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。
<http://www.zentakku.or.jp/public/publication/index.html>

「宅地建物取引士賠償責任保険制度」新規募集のお知らせ

1. 申込締切日: 平成28年11月10日 (木)
2. 保険期間: 平成28年12月1日午後4時 から 平成29年12月1日午後4時まで
3. ご加入手続き: 協会ホームページに掲載の「加入申込書請求用紙」に必要事項を記入し、FAXにてご送付ください。

※既にご加入の会員の皆様は、支払限度額の増額、ワイド補償への変更が可能です。

更新案内ハガキをご確認ください。
お申し出がない場合、前年度と同じ内容で自動継続されます。

詳細は、パンフレットまたは協会ホームページをご覧ください。
<http://www.htk.or.jp/member/> (ID:hyoutaku PW:4018)

「宅地建物取引業法の遵守」のお願い

ここ2、3年、法の遵守が不十分なため、兵庫県から免許取消し等の監督処分となる会員の方が、多数見受けられます。
特に役員変更、支店設置等に際し、変更役員や政令2条の2 (新支店長等) が免許の欠格事由に該当した場合は、**即刻本店免許が取消し処分**となりますのでご注意くださいとともに、宅地建物取引業法の遵守をお願い申し上げます。